

## 有限責任中間法人 日本出版データセンター定款

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 この法人は、有限責任中間法人 日本出版データセンターと称する。

## (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区袋町6番地日本出版クラブ会館内におく。

## (目的)

第3条 この法人は、出版情報および出版業界システムの基盤整備を図り、出版および関連産業の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 出版情報等の標準フォーマットの作成と普及促進
2. 出版情報の収集と配信
3. 出版情報提供者の情報システム基盤整備の支援
4. 電子データ交換システム基盤整備の支援
5. その他、本センターの目的を達成するために必要な事項

## (公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所での公示をもって行う。

## 第2章 基金

## (基金の総額)

第6条 この法人の基金の総額は、金300万円とする。

## (拠出金1口の金額)

第7条 この法人の拠出金1口の金額は、金5万円とする。

## (拠出者の権利)

第8条 この法人の基金拠出者は、次の権利を得る。

1. 基金は、基金拠出契約に定める期日までは返還しない
2. 第24条の最初の役員の資格
3. 第10条の設立社員の資格

#### (基金の返還)

第9条 この法人の基金の返還は、総会決議に基づいて行う。

### 第3章 社員

#### (社員の種類)

第10条 この法人は、次の社員によって構成される。

1. 設立社員 この法人の目的・事業に賛同し、基金の拠出、あるいは社員として設立を支援して入会した個人・団体
2. 一般社員 この法人の目的・事業に賛同し、事業を利用するために入会した個人・団体

#### (一般社員の資格)

第11条 この法人の一般社員は、本センターの目的・事業に賛同し、入会申込書の提出があったもので、理事会が承認したものとする。

#### (社員資格の喪失)

第12条 この法人の社員は、次の事由によって社員資格を失うものとする。

1. 退会届を提出したとき
2. 破産の宣告をうけたとき
3. 本人が死亡、または法人たる社員が解散したとき、もしくは事業を譲渡したのち承継者の届出がないとき
4. 経費の負担を6か月以上滞納し、かつ、理事会において退会を認めたとき
5. 第13条により除名されたとき

#### (除名)

第13条 社員がこの法人の名誉を傷つけ、または、この法人の目的に反する行為を行ったときは、社員総会の決議を経て、除名することができる。

#### (経費の負担)

第14条 この法人の一般社員は、社員総会の決議による経費を負担する。

## 第4章 社員総会

### (社員総会)

第15条 この法人は、毎年6月に定時社員総会を開き、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

### (招集)

第16条 社員総会は、理事が招集するものとする。  
2. 理事が数人あるときは、その過半数で決し召集する。

### (議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

### (決議の方法)

第18条 総会決議の方法は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (議決権)

第19条 各社員は、1個の議決権を有する。

## 第5章 役員

### (役員)

第20条 この法人に、次の役員をおく。  
1. 理事 2名以上  
2. 監事 1名以上

### (理事・監事の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

### (代表理事)

第22条 この法人に、代表理事1名をおく。  
2. 代表理事は、理事の互選による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第23条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第7章 附 則

(最初の役員)

第24条 この法人の最初の役員は、次のとおりとする。

東京都千代田区三番町2番地2

理 事 相賀 昌宏

愛媛県松山市湊町4丁目6番地6

理 事 井門 照雄

千葉県鎌ヶ谷市丸山3丁目6番地8

理 事 橋 昌利

東京都新宿区矢来町7-1

理 事 佐藤 隆信

東京都江東区富岡2丁目7番地10

理 事 横山 桂

埼玉県さいたま市南中丸1-1-71番地5

監 事 小島 俊一

代表理事 相賀 昌宏

(最初の事業年度)

第25条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成15年3月31日までとする。

(最初の理事の任期)

第26条 この法人の最初の理事の任期は、任期中に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時社員総会終結の時点までとする。

(その他)

第27条 この定款に規定のない事項は、すべて中間法人法その他の法令によるものとする。

以上、有限責任中間法人 日本出版データセンターを設立するため、この定款を作成し、各社員が次に記名押印する。

平成14年4月3日

東京都千代田区神田駿河台1丁目2番地  
日本書店商業組合連合会 会長 萬田貴久

東京都千代田区神田駿河台1丁目7番地  
社団法人 日本出版取次協会 会長 菅 徹夫

東京都千代田区神田駿河台1丁目7番地  
社団法人 日本雑誌協会 理事長 角川歴彦

東京都新宿区袋町6番地  
社団法人 日本書籍出版協会 理事長 渡邊隆男

東京都中央区新川1丁目11番14号  
社団法人 日本図書館協会 理事長 竹内 愼

<p>平成14年登簿第 47 号</p>	
<p>この定款の社員日本書店商業組合連合会（代表理事          萬田貴久）外4名の代理人本間広政は、本職の面前に          おいて、各本人は自己の記名押印を自認している旨陳          述した。</p>	
<p>上記を認証する。 _____</p>	
<p>平成14年4月5日本職役場において。</p>	
<p>東京都千代田区鍛冶町1丁目9番4号</p>	
<p>東京法務局所属</p>	
<p>公証人</p>	